《令和７年度介護テクノロジー導入支援事業費補助金　必須要件チェックリスト》

※①②⑤⑥⑦⑧は、全ての事業所が対象です。

③④は国実施要綱P.6に記載されているサービス種別が対象です。

チェック欄が埋められない場合は、本補助金の交付は認められません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 必須要件 | 提出書類 | チェック欄 |
|  | 交付申請を行う機器は、内示を受けている機器であって、内示書の日付以降に導入した機器である。 | 内示書の日付以降に発行されている、発注書、契約書を提出する。 |  |
|  | 介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告する。（国要綱P.9掲載） | 厚生労働省から依頼を受けたら毎年導入効果報告を提出する。（実績報告時は提出する必要はありません。交付後三年間、厚生労働省より導入効果報告書の提出依頼があります） |  |
|  | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置している。（※国要綱P.6④に掲載のサービス種別のみ対象） | 「委員会の設置規定」や「委員会を開催したことがわかる議事録」を提出する。 |  |
|  | 令和７年度内に「ケアプラデータ連携システム」の利用を開始している。（※国要綱P.6⑤に掲載のサービス種別のみ対象） | 「システムの利用開始していることがわかる書類（ケアプランデータ連携システムを申請しIDが発行されたことがわかるメールの写し、且つ、ケアプランデータ連携システムにログイン後のトップ画面のスクリーンショット」　の２つを提出する。 |  |
|  | 「愛知県生産性向上総合相談センター」において、相談センターのホームページ上に掲載する４本の研修動画の視聴（動画の視聴は導入前に必ず視聴してください）　又は、相談センター主催の「生産性向上に向けた研修会」の受講を行っている。（※国要綱P.3（3）の掲載内容） | 職員全員が視聴したことを確認する。  （実績報告書の様式にチェック欄を設けます） |  |
|  | "独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言している。 | 「自己宣言完了のお知らせメールの写し」を提出する。 |  |
|  | "補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（Long-term careInformation system For Evidence；LIFE（ライフ）。）による情報収集に協力する。（※国要綱P.8⑨に掲載）" | 「ＬＩＦＥにログイン後「事業者情報管理」をクリック、補助金申請をした事業所名とサービス種別がわかるようにスクリーンショットにて印刷したもの」を提出する。 |  |
|  | 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知している。（※国要綱P.7⑥に掲載） | 「所内職員への周知メール、周知したことがわかる議事録、改定した規約　など」を提出する。 |  |